

【 別紙17 】 利用料金の設定

1. 施設利用料金

市が条例等で定める利用料金の上限額の範囲内で、市の承認を得て事業者が定める。

各施設について、利用料金の上限額は以下のとおりを予定しており、その範囲内で施設利用料金を設定すること（ただし、駐車場利用料金を除く）。なお、これらの上限額については、消費税10%を前提としたものである。（以下同じ。）

<利用区分について>

一般利用	興行利用等以外の利用
興行利用等	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入場料金を徴収する催物を行う場合で、その入場料金の額が5,000円を超えるとき。ただし、エントランスホールについては入場料金を徴収する催物を行うとき</li> <li>● 営利、営業、宣伝その他これに類する催物を行うとき</li> <li>● 営利行為（物販等）を伴う催物を行うとき</li> </ul>

①大ホール、中ホール

施設区分	利用区分	曜日区分	上限額（税込）
			全日（9時～22時）
大ホール	一般利用	平日	220,000円
		土日祝	264,000円
	興行利用等	平日	568,000円
		土日祝	682,000円
中ホール	一般利用	平日	88,000円
		土日祝	105,600円
	興行利用等	平日	227,200円
		土日祝	272,800円

【上限額に含む料金】

- 各ホール及びそれに附属する諸室の利用料金（附属する諸室の例：楽屋、ホワイエ等）
- 空調設備利用料金及び客席電灯利用料金

【提案にあたっての条件】

- ホールの利用料金とホールに附属する諸室の利用料金を別に提案することも可とするが、その場合はそれぞれの利用料金の合計額が上限額の範囲内となるようにすること。
- 利用時間区分及び利用時間区分ごとの利用料金を設定すること。なお、各利用時間区分の利用料金の合計は全日（9時～22時）区分の上限額の範囲内とすること。
- 全ての利用時間区分において、興行利用等の利用料金が一般利用の利用料金を下回る提案は不可とする。
- 練習又は準備のために利用する場合の利用料金を設定すること。
- 大ホールについて、1階客席のみ利用する場合の利用料金を設定すること。
- 時間を超過して利用する場合の利用料金を設定すること。
- ホワイエで物販等を行う場合は、上記の利用料金に加算する料金を設定することは可とする。

②文化活動・交流ホール

施設区分	利用区分	曜日区分	上限額（税込）
			全日（9時～22時）
文化活動・交流ホール	一般利用	平日	16,500円
		土日祝	19,800円
	興行利用等	平日	33,000円
		土日祝	39,600円

【上限額に含む料金】

- 文化活動・交流ホール及びそれに附属する諸室の利用料金（附属する諸室の例：控室等）
- 空調設備利用料金及び室内照明利用料金

【提案にあたっての条件】

- ホールの利用料金とホールに附属する諸室の利用料金を別に提案することも可とするが、その場合はそれぞれの利用料金の合計額が上限額の範囲内となるようにすること。
- 利用時間区分及び利用時間区分ごとの利用料金を設定すること。ただし、各利用時間区分の利用料金の合計は全日（9時～22時）区分の上限額の範囲内とすること。
- 全ての利用時間区分において、興行利用等の利用料金が一般利用の利用料金を下回る提案は不可とする。
- 時間を超過して利用する場合の利用料金を設定すること。

③リハーサル室・練習室

施設区分	上限額（税込）
	全日（9時～22時）
リハーサル室・練習室（全面利用）	28,000円

【上限額に含む料金】

- リハーサル室・練習室の利用料金
- 空調設備利用料金及び室内照明利用料金

【提案にあたっての条件】

- 利用時間区分及び利用時間区分ごとの利用料金を設定すること。ただし、各利用時間区分の利用料金の合計は全日（9時～22時）区分の上限額の範囲内とすること。
- リハーサル室・練習室を分割して利用する場合の利用料金を設定すること。ただし、分割した室の利用料金の合計が全面利用の上限額の範囲内となるようにすること。
- 時間を超過して利用する場合の利用料金を設定すること。
- 練習室をリハーサル室・練習室とは別に整備する場合、当該練習室の利用時間区分及び利用時間区分ごとの利用料金を設定すること。当該練習室の利用料金の上限額は、リハーサル室・練習室の利用料金の上限額をリハーサル室・練習室の平米数で除した金額に当該練習室の平米数を乗じた額とする。

#### ④ エントランスホール

施設区分	利用区分	単位	上限額（税込）
エントランスホール	一般利用	1 m <sup>2</sup>	1日あたり 200円
	興行利用等	1 m <sup>2</sup>	1日あたり 400円

##### 【上限額に含む料金】

- エントランスホールの利用料金
- 空調設備利用料金及び室内照明利用料金

##### 【提案にあたっての条件】

- エントランスホールの利用面積の貸出単位及び貸出単位ごとの利用料金を設定すること。  
（例：50m<sup>2</sup>未満，50m<sup>2</sup>以上100m<sup>2</sup>未満など）
- 興行利用等の利用料金が一般利用の利用料金を下回る提案は不可とする。
- 物販等を行う場合は，上記の利用料金に加算する料金を設定することは可とする。

#### ⑤ 駐車場

駐車場の利用料金については次のとおりとし，事業者による提案は認めない。ただし，自動二輪車については，有料・無料も含め事業者の提案による。

区 分	単位	料金（税込）
普通自動車	1台	30分あたり 200円
バス	1台	1日あたり 4,000円

#### ⑥ その他の施設

- 託児室の利用料金を設定することができる。なお，その利用料金は事業者の提案とする。
- キッズスペースの利用は無料とする。ただし，キッズスペースと託児室とを兼用する場合で，託児室として貸し出しを行う場合の利用料金を設定することは可とし，その利用料金は事業者の提案とする。

## 2. 附属設備等利用料金

事業者の提案を基本に，協議のうえ市が条例等で定める利用料金の上限額の範囲内で，市の承認を得て事業者が定める。

##### 【提案にあたっての条件】

- 様式G-9「舞台設備リスト」，様式G-10「舞台備品リスト」，様式G-11「什器備品リスト」で事業者が提案する備品及び附属設備（以下「附属設備等」という。）の基本料金を設定すること。なお，一部の附属設備等について基本料金を無料とする提案も可とする。
- 施設利用料金で設定した利用時間区分の1回あたりの料金として設定すること。
- 時間を超過して利用する場合の利用料金を設定すること。
- 興行利用等の場合の加算額を設定すること。なお，加算額の上限は基本料金の50%とする。
- 利用者の利便性に配慮し，附属設備等のセット金額などを設定することも可とする。

### 3. 公園利用料金について

主な公園利用料金については、福岡市公園条例（昭和33年3月29日条例第18号）別表第1の3に定める下表の額とする。なお、参考に近年の改定履歴（平成5年改定）も併せて示す。

種目	単位	期間	使用料	
			現行 (平成9年改定)	旧 (平成5年改定)
行商，募金これらに類するもの	1件	1日	600円	400円
業として写真を撮影するもの	撮影機 (写真機) 1台	1月	3,000円	2,000円
業として広告写真を撮影するもの	1件	1日	3,000円	2,000円
業として映画を撮影するもの	1件	1日	6,000円	4,000円
競技会，集会，展示会，博覧会 その他これらに類する催しを行うもの	1件	1日	6,000円	4,000円
その他のもの	1平方 メートル	1月	90円	60円

#### 4. 利用料金の減免の考え方

##### (1) 施設利用料金

施設区分	減免事由	減免額
大ホール 中ホール	本市が主催する行事に利用するとき	5割相当額
	本市が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき	2割相当額
	(公財)福岡市文化芸術振興財団が主催する行事に利用するとき	5割相当額
	(公財)福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき	2割相当額
	市長が特に必要と認めるとき	5割相当額
文化活動・交流ホール リハーサル室・練習室 エントランスホール	本市が主催し、又は共催する行事に利用するとき	全額
	本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき	5割相当額
	(公財)福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき	全額
	(公財)福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき	5割相当額
	次に掲げるものが利用するとき ・利用する日の属する年度の末日において18歳以下の者 ・65歳以上の者 ・18歳未満の者又は65歳以上の者を主たる構成員とする団体	5割相当額
	心身障がい者又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき	全額
	市長が特に必要と認めるとき	5割相当額

##### (2) 附属設備等利用料金

施設区分	減免事由	減免額
文化活動・交流ホール リハーサル室・練習室 エントランスホール	本市が主催し、又は共催する行事に利用するとき	全額
	本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき	5割相当額
	(公財)福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき	全額
	(公財)福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき	5割相当額
	次に掲げるものが利用するとき ・利用する日の属する年度の末日において18歳以下の者 ・65歳以上の者 ・18歳未満の者又は65歳以上の者を主たる構成員とする団体	5割相当額
	心身障がい者又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき	全額
	市長が特に必要と認めるとき	5割相当額

(3) 駐車場利用料金

施設区分	減免事由	減免額
駐車場	本市の公用自動車が利用するとき	全額
	心身障がい者が運転し、又は同乗する自動車が利用するとき	
	市長が特に必要と認める自動車が利用するとき	

(4) 公園利用料金

施設区分	減免事由	減免額
公園	本市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占用するとき	全額
	本市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占用するとき	半額以下
	市長が特別の理由があると認めたとき	市長が必要と認める額

5. 利用料金の還付の考え方

施設区分	還付事由	還付額
大ホール 中ホール	天変地変その他不可抗力により利用ができなくなった場合	全額
	利用者が利用日の2カ月前までに、利用取り止め届を提出した場合	5割相当額
文化活動・交流ホール リハーサル室・練習室	天変地変その他不可抗力により利用ができなくなった場合	全額
	利用者が利用日の14日前までに、利用取り止め届を提出した場合	全額
エントランスホール	利用者が利用日の7日前までに、利用取り止め届を提出した場合	5割相当額

6. 参考

(1) 福岡市民会館 使用料収入の過年度実績

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大ホール	施設使用料		37,092,568円	40,778,911円	<del>41,232,770円</del>
	附属設備使用料		31,259,175円	36,068,190円	37,190,011円
小ホール	施設使用料		1,474,735円	1,253,000円	970,170円
	附属設備使用料		1,513,836円	1,067,365円	837,429円
練習室 (A, B, C, D)	施設使用料		<del>4,819,232円</del>	<del>4,913,474円</del>	<del>5,117,781円</del>
	附属設備使用料		610,460円	605,655円	620,172円
合計			76,770,006円	84,686,595円	85,968,333円

削除: 41,331,970

削除: 及び附属設備使用料

削除: 5,429,692

削除: 5,519,129

削除: 5,638,753

(2) 須崎公園 使用料収入の過年度実績

種目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行商, 募金これらに類するもの		0円	0円	0円
業として写真を撮影するもの		0円	0円	0円
業として広告写真を撮影するもの		0円	0円	0円
業として映画を撮影するもの		6,000円	36,000円	30,000円
競技会, 集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催しを行うもの		72,000円	120,000円	114,000円
その他のもの		0円	0円	0円
合計		78,000円	156,000円	144,000円